

事業税の不均一課税額の計算

氏名又は法人の名称		所得の算定期間又は事業年度	年 月 日から
			年 月 日まで

1 計算の基礎となる従業者の数等

不均一課税に該当する設備の名称	従業者の数又は固定資産の価額
合 計	①
地方税法第72条の48第3項から第10項まで又は同法第72条の54第2項の規定による本県分の分割基準となる従業者の数又は固定資産の価額	②

2 不均一課税額の計算

区 分		本県分の課税標準額の総額 ③	不均一課税を受ける額 $③ \times \frac{①}{②} \times \text{乗率}$ () ④	差し引き事業税が課される額 ③-④ ⑤	
付加価値額・資本等の金額・所得	付 加 価 値 額	円 000	円 —	円 000	
	資 本 等 の 金 額	000	—	000	
	所 得	年400万円以下の金額	000	000	000
		年400万円を超え年800万円以下の金額	000	000	000
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	000	000	000
		小 計	000	000	000
合 計	000	000	000		

(備考)

「不均一課税を受ける額」欄の「乗率」は、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める率を記載すること。

- (1) 条例第2条の2第1項第1号に掲げる年又は事業年度 0.5
- (2) 条例第2条の2第1項第2号に掲げる年又は事業年度 0.25
- (3) 条例第2条の2第1項第3号に掲げる年又は事業年度 0.125